

香南市職員の懲戒処分について（公表）

令和6年11月28日付けで本市職員1名を減給の懲戒処分を行い、併せて指導監督責任として管理職員1名を戒告の懲戒処分としましたので、香南市職員の懲戒の指針第5条により下記のとおり公表します。

令和6年11月28日

香南市総務課

記

1. 事案の概要

当該職員は、令和6年6月14日（金）10時30分頃、市の管理する施設の敷地内において自動車運転免許取消中にもかかわらず公用車を運転したものの。
2. 被処分者

男 性 24 歳
3. 処分内容

減 給（平均賃金の1日分の半額）
※労働基準法第91条の規定を適用。
4. 処分年月日

令和6年11月28日
5. 処分理由

本行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為及び信用失墜行為に該当し、当該職員は以前にも道路交通法違反により懲戒処分を受けており、法令等に照らし今回の行為に係る懲戒処分を重たいものとした。
6. 指導監督責任

男 性 58 歳
7. 処分の内容

戒 告
8. 処分年月日

令和6年11月28日
9. 処分の理由

当該職員の上司として日頃から公務員としての責任と自覚を指導する立場にある所属長は、管理職としての指導監督責任を負うべきであり、今後このような事態が発生することのないよう戒告とした。

市長コメント

これまで公務員としての自覚、規律ある行動、法令遵守については繰り返し指導してまいりました。しかしながら、このたび本市職員が起こした公務員としての自覚を欠く行為によって市民の皆さまに度重なる市政への不信を招くこととなり、心よりお詫び申し上げます。今後、このような不祥事が発生しないよう、これまで以上に職員の指導・監督をより一層徹底し、市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和6年11月28日
香南市長 濱田 豪太

<問い合わせ先>
香南市総務課 北村
TEL0887-57-8500